

令和元年 9 月 30 日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

人口動態調査における調査計画（公表の期日）の 変更について

1. 変更の趣旨

- 人口動態統計（確定数）では、年次推移を含む統計表の作成を調査計画に定めている。
- 平成 30 年の公表にあたっては、正確な統計を提供するため、都道府県からの報告漏れ（平成 31 年 3 月 29 日公表）に関するデータを精査の上、再集計を行い、統計表に反映させることとしていた。
- しかしながら、再集計の過程において、平成 16～29 年の再集計プログラムの確認、データ確定、結果表作成・確認に時間を要したことから、今回に限り、公表の期日を変更する。

2. 変更内容

- 公表の期日について、下線を追加する。
月報は、調査月の約 2 か月後に速報、約 5 か月後に月報（概数）を公表する。
年報は、翌年の 6 月上旬に概数、9 月に確定数を公表する。
ただし、平成 30 年の確定数は、令和元年 12 月に公表する。

【参考】

人口動態調査における都道府県からの報告漏れについて（平成 31 年 3 月 29 日公表）

- 報告漏れ件数
平成 16～29 年の人口動態調査票の都道府県からの報告漏れは、合計 2,005 件
※報告漏れの割合は、0.00%～0.03%
 - 報告漏れの原因
市区町村における届出等に基づく調査票の作成漏れ
調査票の報告経路における調査票の送付漏れ 等
 - 今後の対応
正確な統計を提供するため、再集計を行い、順次公表する。
 - 再発防止
都道府県に対し調査事務の注意点を通知し、管下の保健所、市区町村へ周知徹底を指示した。
- ※人口動態調査は、市区町村が戸籍等の届出に基づき作成した調査票を保健所及び都道府県の審査を経て厚生労働省へ報告し、厚生労働省が取りまとめを行っている、出生率や死亡率等の現状を把握する調査である。